

船橋市ふるさと納税返礼品募集要項

令和6年8月1日改定

船橋市 経済部 商工振興課

1. 募集概要

船橋市では、ふるさと納税を寄附いただいた市外在住の方に返礼品として地場産品を贈呈しています。

魅力的な返礼品を揃えて、市の魅力の全国へのPRと、地場産品の販路拡大、市の歳入確保を図るため、ふるさと納税返礼品として地場産品をご提供いただける事業者を募集します。

2. ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度とは、「生まれ育ったふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」といった納税者の思いを実現するため、納税者が応援したい自治体を選んで寄附をした場合、2,000円を超える部分についてその一定限度額まで所得税と合わせ個人住民税が控除される寄附金税制のことです。寄附先は出身地に限らず、すべての自治体から自由に選ぶことができます。

寄附を受けた自治体は寄附者に対し、寄附額の3割以内相当の価値の地場産品を返礼品として贈呈することができます。

※ 制度の詳細は、総務省のホームページをご覧ください。



3. 事業者のメリット

- ① 返礼品の商品代（包装代や箱代を含む）、ポータルサイトでの利用手数料及び送料実費は市が負担します。
- ② 返礼品の商品画像や商品名、取扱事業者名、商品説明文等を、全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、商品のPRと販路拡大につながります。船橋市が利用しているポータルサイトは下記の通りです。

※「さとふる」へ掲載する場合は、市との契約とは別に、返礼品取扱事業者⇄(株)さとふる間で契約いただく必要があります。詳細は市との契約決定後にご案内します。



ふるさとチョイス



楽天ふるさと納税



さとふる (※)



ふるなび



ANA のふるさと納税

auPAY ふるさと納税

JRE MALL ふるさと納税

セゾンのふるさと納税



ポケットマルシェ
ふるさと納税

食ベチョコ
ふるさと納税

JAL ふるさと納税

まいふる

- ③ 商品の発送にあたって、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封することも可能です。

4. 寄附金額の設定

返礼品の価格（包装代・箱代を含み、送料を除く市が事業者を支払う税込の金額）が寄附金額の3割以下となるよう対象寄附金額を設定しています。

※下記返礼品の価格は一例です。実際には、送料等の状況を加味し寄附金額を設定します。

※下記以外の価格の商品についても取扱うことが可能です。

返礼品の価格（税込、包装代・箱代込み）※送料は除く	寄附金額の目安
2,200円～2,500円	10,000円
3,300円～3,500円	13,000円
3,900円～4,200円	15,000円
5,600円～5,900円	20,000円
8,800円～9,000円	30,000円

5. 募集期間

返礼品は随時応募を受け付けています。

各ポータルサイトでの寄附受付開始は、審査・契約が完了次第となります（概ね申込から2か月～3か月後）。※市による審査のほか、総務省による審査が行われます。

6. 応募の要件

応募にあたっては、以下の「事業者の要件」及び「返礼品の要件」のいずれも満たしている必要があります。

（1）事業者の要件

- A) 「9. 返礼品発送フロー」に対応できること。
 - B) 暴力団、暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - C) 市が使用しているふるさと納税管理システム「ふるさと納税 do」にログインして使用すること及び電子メールで連絡が取り合えることが可能なインターネット環境を有しており、市との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。
- ※ 返礼品の生産者が発送できない場合、卸売事業者と契約することも可能です。卸売事業者の事業所の所在地要件はありませんが、同一返礼品について複数の事業者から申込みがあった場合、市内に事業所を有する事業者を優先します。
- ※ 上記の要件に適合しても、市が適当でないと認めた場合は選定しないことがあります。

（2）返礼品の要件

- A) 以下①～⑦（令和6年総務省告示第179号第5条各号）のいずれかの要件に該当するものであること。
 - ① 市内で収穫、栽培、水揚げ等されたもの
（例）市内で収穫された梨、船橋漁港で水揚げされたホンビノス貝
 - ② 原材料の主要な部分が、市内で収穫、栽培、水揚げ等されたもの
（例）市外で製造・加工している船橋産の人参を使ったドレッシング
 - ③ 市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、当該返礼品の半分以上を占める重量や付加価値が生じているもの
（例）市内工場で製造・加工された食料加工品

- ※ 実質的な変更を加える加工または製造に該当しないものは不可（単なる切断、瓶・箱等の包装容器に詰めること、単なる部品の組み立て等）
- ※ 食肉の熟成や玄米の精白である場合は、原材料が千葉県内において生産されたものに限る。

- ④ 市内で収穫、栽培、水揚げ等されたもので、近隣の他市町村内で収穫、栽培、水揚げ等されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）

（例）複数自治体を管轄するJAが区域内と区域外で生産された米をブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの

- ⑤ 市のPRを目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等

（例）船えもんグッズ、船橋市をホームタウンとするスポーツチームのキャラクターグッズ

- ⑥ ①～⑤に該当する商品と、その商品に関連する商品とを組み合わせたもの（ただし、組合せた商品のうち①～⑤に該当する商品が主要な部分を占めていること）

（例）市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット

- ⑦ 船橋市内で提供される役務等であり、その役務の主要な部分が船橋市に関連するもの

（例）船橋市の名所を巡るツアー

- B) 賞味期限、使用期限等の期限が設定されている商品については、**原則として、寄附者に返礼品が到着する際に1週間以上の期限があること。**

鮮度が高く要求される生鮮食品や生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるもので、予めその旨商品説明でお断りしている場合はこの限りではありません。

- C) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（**予め寄附受付期間や受付可能数量の上限を設定することは可能**）。

7. 応募方法

委託事業者である株式会社フューチャーリンクネットワークへご連絡いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

株式会社フューチャーリンクネットワーク（船橋市ふるさと納税担当）

電 話：047-495-0635

F A X：050-3488-0889

メール：funabashi_furusato@futurelink.co.jp

8. 個人情報の取扱いに関する遵守事項

返礼品発送業務の履行にあたっては、個人情報の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守する必要があります。

- ① 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- ② 契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- ③ 市の指示又は承諾があるときを除き、市から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- ④ 個人情報の授受は、市の指定する方法により、市の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- ⑤ 発注者から伝達された個人情報及び本業務に関して受注者が付加した個人情報は、本業務及び本業務に付随する事務のために必要な期間を経過した後は、遅滞なく確実に消去しなければならない。
- ⑥ 本業務に従事する者に対し、本業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- ⑦ 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
- ⑧ 本業務を第三者に再委託してはならない。
- ⑨ この条項に違反する事態が生じたとき、生ずる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに市に報告するとともに、市の指示に従うものとする。
- ⑩ 事業者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、市又は第三者に損害を与えたときは、賠償責任を負うものとする。

11. その他留意事項

- 商品の内容の変更、生産・販売の中止・終了をする場合は、速やかに市へ報告してください。
- 商品の発送遅延、品質及び発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに市へ報告してください。
- 商品の品質等に関するクレーム対応や補償に関し、市は一切の責任を負わないものとします。寄附者からのクレーム等があった場合は、事業者において真摯に対応し、解決に努めてください。また、クレーム等の内容については、市へ報告してください。
- 事業者情報や口座、個人情報管理者、委任者の変更をする場合には、速やかに所定の様式により変更の届出を行ってください。